

東京学芸大学海外子女教育センターの名称変更に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように制定する。

平成14年3月28日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成14年規則第1号

東京学芸大学海外子女教育センターの名称変更に伴う関係規則の整備に関する規則

(東京学芸大学海外子女教育センター事務組織規則の一部改正)

第1条 東京学芸大学海外子女教育センター事務組織規則(昭和58年規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京学芸大学国際教育センター事務組織規則

第1条中「東京学芸大学海外子女教育センター規程(昭和58年規程第10号)第6条第2項」を「東京学芸大学国際教育センター規程(昭和58年規程第10号)第6条第2項」に、「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

(東京学芸大学パソコンリーダー規則の一部改正)

第2条 東京学芸大学パソコンリーダー規則(平成11年規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「海外子女教育センター事務室」を「国際教育センター事務室」に改める。

(東京学芸大学文書処理規則の一部改正)

第3条 東京学芸大学文書処理規則(昭和52年規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表中「海外子女教育センターに属するもの」を「国際教育センターに属するもの」に、「東学芸海第 号」を「東学芸国第 号」に改める。

(東京学芸大学文書決裁規則の一部改正)

第4条 東京学芸大学文書決裁規則(昭和52年規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「海外子女教育センター長」を「国際教育センター長」に改める。

(東京学芸大学公印規則の一部改正)

第5条 東京学芸大学公印規則(昭和57年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

別表中「海外子女教育センター長」を「国際教育センター長」に、「海外子女

教育センター事務係長」を「国際教育センター事務係長」に改める。

（東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則の一部改正）

第6条 東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則（昭和49年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

（東京学芸大学職員健康管理規則の一部改正）

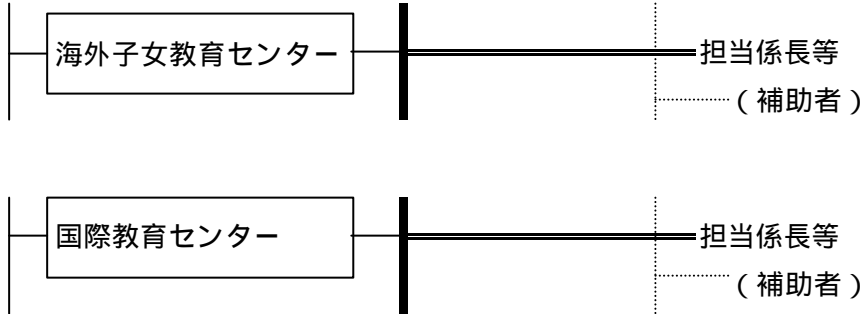
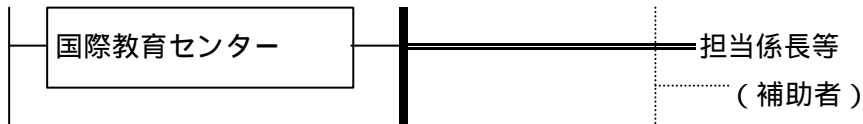
第7条 東京学芸大学職員健康管理規則（昭和51年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「海外子女教育センター」を「国際教育センター」に改める。

（東京学芸大学電気工作物保安規則の一部改正）

第8条 東京学芸大学電気工作物保安規則（平成2年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

」を
「

」に

改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（注）施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。

東京学芸大学海外子女教育センター事務組織規則 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
<u>東京学芸大学海外子女教育センター事務組織規則</u> （目的） 第1条 この規則は、<u>東京学芸大学海外子女教育センター規程（昭和58年規程第10号）第6条第2項の規定に基づき、海外子女教育センター（以下「センター」という。）の事務組織について定め、事務の能率的運営を確保することを目的とする。</u> 〔省略〕	<u>東京学芸大学国際教育センター事務組織規則</u> （目的） 第1条 この規則は、<u>東京学芸大学国際教育センター規程（昭和58年規程第10号）第6条第2項の規定に基づき、国際教育センター（以下「センター」という。）の事務組織について定め、事務の能率的運営を確保することを目的とする。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> この規則は、平成14年4月1日から施行する。 （注）施行日については、<u>国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u>

東京学芸大学パソコンリーダー規則 新旧対照表（抄）

現 行				改 正			
〔省略〕				〔省略〕			
別表				別表			
パソコンリーダー配置部局及び人員				パソコンリーダー配置部局及び人員			
パソコンリーダー配置部局	人員	パソコンリーダー配置部局	人員	パソコンリーダー配置部局	人員	パソコンリーダー配置部局	人員
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
		<u>海外子女教育センター事務室</u>	1			<u>国際教育センター事務室</u>	1
		〔省略〕	〔省略〕			〔省略〕	〔省略〕

附 則
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
（注）施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。

東京学芸大学文書処理規則 新旧対照表（抄）

現 行	改 正												
〔省略〕 別表 <table border="1" data-bbox="152 359 1102 518"> <tr> <td data-bbox="273 370 362 402">〔省略〕</td><td data-bbox="900 370 990 402">〔省略〕</td></tr> <tr> <td data-bbox="183 422 801 454"><u>海 外 子 女 教 育 セ ン タ ー に 属 す る も の</u></td><td data-bbox="846 422 1079 454"><u>東学芸海第 号</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="273 475 362 507">〔省略〕</td><td data-bbox="900 475 990 507">〔省略〕</td></tr> </table>	〔省略〕	〔省略〕	<u>海 外 子 女 教 育 セ ン タ ー に 属 す る も の</u>	<u>東学芸海第 号</u>	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕 別表 <table border="1" data-bbox="1160 359 2101 518"> <tr> <td data-bbox="1281 370 1370 402">〔省略〕</td><td data-bbox="1886 370 1975 402">〔省略〕</td></tr> <tr> <td data-bbox="1191 422 1809 454"><u>国 際 教 育 セ ン タ ー に 属 す る も の</u></td><td data-bbox="1832 422 2065 454"><u>東学芸国第 号</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1281 475 1370 507">〔省略〕</td><td data-bbox="1886 475 1975 507">〔省略〕</td></tr> </table> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成14年4月1日から施行する。</u> <u>（注）施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u>	〔省略〕	〔省略〕	<u>国 際 教 育 セ ン タ ー に 属 す る も の</u>	<u>東学芸国第 号</u>	〔省略〕	〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕												
<u>海 外 子 女 教 育 セ ン タ ー に 属 す る も の</u>	<u>東学芸海第 号</u>												
〔省略〕	〔省略〕												
〔省略〕	〔省略〕												
<u>国 際 教 育 セ ン タ ー に 属 す る も の</u>	<u>東学芸国第 号</u>												
〔省略〕	〔省略〕												

東京学芸大学文書決裁規則 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 部局の長 各部部長，附属学校部長，連合学校教育学研究科長，附属図書館長，各学部附属教育研究施設の長，留学生センター長，<u>海外子女教育センター長</u>，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長，有害廃棄物処理施設長，情報処理センター長，放射性同位元素総合実験施設長及び事務局長をいう。 (2) 主管部長 事務局各部長及び附属図書館事務部長をいう。 (3) 主管課長 各課長，各室長及び各事務長をいう。 〔省略〕	〔省略〕 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 部局の長 各部部長，附属学校部長，連合学校教育学研究科長，附属図書館長，各学部附属教育研究施設の長，留学生センター長，<u>国際教育センター長</u>，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長，有害廃棄物処理施設長，情報処理センター長，放射性同位元素総合実験施設長及び事務局長をいう。 (2) 主管部長 事務局各部長及び附属図書館事務部長をいう。 (3) 主管課長 各課長，各室長及び各事務長をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成14年4月1日から施行する。</u> <u>（注）施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u>

東京学芸大学公印規則 新旧対照表（抄）

現行

改 正

〔省略〕

（用語の定義）
第2条 この規則において「部局」とは、事務局、各部、附属図書館、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、附属学校部、各附属学校、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。
2 この規則において「部局の長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

〔省略〕

別表（第3条関係）

	種 類	寸 法 ミ リ メ ー トル	公印管守責任者	公印管守担当者
〔省略〕				
官 職 印	<u>海外子女教育センター長</u>	23	<u>海外子女教育センター長</u>	<u>海外子女教育センター事務係長</u>
〔省略〕				
〔省略〕				

〔省略〕

〔省略〕

（用語の定義）
第2条 この規則において「部局」とは、事務局、各部、附属図書館、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、附属学校部、各附属学校、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。
2 この規則において「部局の長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

〔省略〕

別表（第3条関係）

	種 類	寸 法 ミ リ メ ー トル	公印管守責任者	公印管守担当者
〔省略〕				
官 職 印	<u>国際教育センター長</u>	23	<u>国際教育センター長</u>	<u>国際教育センター事務係長</u>
〔省略〕				
〔省略〕				

〔省略〕

附 則
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
（注）施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。

東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則 新旧対照表（抄）

現 行		改 正	
〔省略〕		〔省略〕	
別表		別表	
組 織 の 単 位	勤務時間管理員として指名される者	組 織 の 単 位	勤務時間管理員として指名される者
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
<u>海 外 子 女 教 育 セ ン タ ー</u>	事 務 係 長	<u>国 際 教 育 セ ン タ ー</u>	事 務 係 長
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
		<u>附 則</u> <u>この規則は、平成14年4月1日から施行する。</u> <u>（注）施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u>	

東京学芸大学職員健康安全管理規則 新旧対照表（抄）

現 行		改 正	
〔省略〕		〔省略〕	
別表第 1		別表第 1	
組 織 区 分	〔省略〕	組 織 区 分	〔省略〕
事務局 （附属図書館，附属特殊教育研究施設，附属教育実践総合センター，留学生センター， <u>海外子女教育センター</u> ，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター及び情報処理センターを含む。）	〔省略〕	事務局 （附属図書館，附属特殊教育研究施設，附属教育実践総合センター，留学生センター， <u>国際教育センター</u> ，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター及び情報処理センターを含む。）	〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
〔省略〕		〔省略〕	
		<u>附 則</u> この規則は，平成14年4月1日から施行する。 （注）施行日については，<u>国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は，改正施行日とする。</u>	

東京学芸大学電気工作物保安規則 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕 別表第 1 組 織 構 成 〔省略〕 └─ 海外子女教育センター ─┘ └──────────────────┘ 担当係長等 └──────────────────┘ (補助者) 〔省略〕	〔省略〕 別表第 1 組 織 構 成 〔省略〕 └─ 国際教育センター ─┘ └──────────────────┘ 担当係長等 └──────────────────┘ (補助者) 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成14年4月1日から施行する。</u> <u>(注) 施行日については、国立学校設置法施行規則の改正施行日が平成14年4月2日以降の場合は、改正施行日とする。</u>